平成２４年（フ）第４９号
鳥取県鳥取市徳尾102番地９
債務者　原田　晴代
1　決定年月日時　平成24年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５３号
鳥取県鳥取市国府町奥谷３丁目330番地１　セジュールエスト102号、旧住所鳥取県鳥取市湖山町東５丁目361番地１　サーパス湖山東303号
債務者　柿本　庸介
1　決定年月日時　平成24年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５４号
鳥取県鳥取市古市67番地、旧住所鳥取県鳥取市大覚寺191番地１　リバーサイドコート11号
債務者　若山久美子
1　決定年月日時　平成24年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３４号
広島県尾道市吉和西元町11番５号
債務者　落合友吏子
1　決定年月日時　平成24年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第８３号
愛媛県松山市三津２丁目12番27号
債務者　柳瀬　　隆
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１０４号
愛媛県松山市別府町470番地１　でんえんハイツ203号
債務者　伊藤　木枝
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１０号
愛媛県松山市市坪南１丁目13番９号
債務者　曽根　　寛
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１１号
愛媛県松山市市坪南１丁目13番９号
債務者　曽根　一美
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１３号
愛媛県松山市立花３丁目４番29号　西本荘８号
債務者　西島久美子
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１９号
愛媛県松山市太山寺町333番地１　三光団地７棟11号
債務者　藤田　廣光
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４５号
愛媛県西条市古川乙105番地７
債務者　三﨑　　裕
1　決定年月日時　平成24年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第３３号
愛媛県今治市美須賀町３丁目１番地の６　鴨川借家
債務者　竹田佐賀子
1　決定年月日時　平成24年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２４年（フ）第３６号
愛媛県今治市別宮町７丁目３番10号　別宮ハイツＮｏ．２　203号、前住所松山市小栗４丁目１番27号、前々住所愛媛県伊予郡松前町出作755―５、前々々住所松山市鷹子439―３
債務者　坂本　昌彦
1　決定年月日時　平成24年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２４年（フ）第３６号
福岡県田川郡香春町大字高野1021番地
債務者　河上　憲次
1　決定年月日時　平成24年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第５号
佐賀県鳥栖市古賀町849番地４
債務者　中川　京子
1　決定年月日時　平成24年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１４号
佐賀県小城市小城町栗原801番地10
債務者　島内　直幸
1　決定年月日時　平成24年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１０５号
鹿児島県鹿児島市甲突町４番３―1101号
債務者　池澤　　強
1　決定年月日時　平成24年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係